資料４

福島県大規模小売店舗立地法連絡調整会議における審議結果について

概要

- **福島県では、大店立地法の施行に関し、庁内関係部局間の総合調整を図るため、「大規模小売店舗立地法連絡調整会議」を設置している。**
- **「審議会への諮問事項に関すること」の連絡調整も行っており、今般、諮問される届出案件についての「県の意見」及び「要望事項」に係る考え方を整理した。**

１　「県の意見」とは

大店立地法「指針」に照らし、設置者が示した予測及び対応が不十分と判断される事項。

「県の意見」は**法第８条第４項**に基づくものであり、「意見」として通知した場合、設置者は**法第８条第７項に基づき、当該意見をふまえた「変更届」**または**「変更しない旨の通知」**を県に対し行わなければならない。

また、県の意見が通知された場合、設置者は法第８条第７項に基づく届出の日から２月の間、新設または変更を行うことはできない。

２　「要望事項」とは

福島県が独自に実施しているもの（法に基づくものではない）。

大店立地法「指針」の基準は満たすものの、周辺生活環境の保持の観点から配慮が必要と判断するものについて、「要望事項」として設置者に通知している。

（１）　個別的要望事項

周辺環境や店舗の立地特性から、特に個別具体的に配慮を求める必要があり、その具体的な対応策について、設置者からの回答を必要とする事項。

（２）　一般的要望事項

大店立地法に基づく一般的な配慮事項について適切な対応を求めるものであり、設置者からの回答は求めない。

【審議案件】「イオンモール郡山」の新設について

１　県の意見　　なし

２　個別的要望事項　　あり

○交通に係る事項

出店予定地は交通量の多い国道に隣接しており、来退店車両による周辺道路への影響が懸念されることから、円滑な交通処理及び交通安全の確保に必要な対策を講じること。

また、開店後、交通予測結果と実態が乖離し、周辺道路に交通渋滞が生じた場合には、道路管理者及び交通管理者と協議の上、誘導方法の見直し等、必要な対策を講じ、迅速な解消に努めること。

（理由）

・県及び立地市町村の関係機関による審査において、開店時や特異日などにおける交通渋滞に係る懸念が複数の機関から表明されたため。

３　一般的要望事項

(1)　総合的事項

ア　周辺地域の生活環境保全に関するトラブルを生じさせないように、苦情等の問題の未然防止に万全を期すこと。

イ　周辺地域の生活環境保全に関する苦情等の問題が発生した場合は、迅速かつ適正な対策を講じ、誠意ある対応を行うこと。

(2)　交通に係る事項

ア　来退店車両による周辺道路の混雑緩和の対策に万全を期すこと。

イ　交通事故防止及び交通安全の対策に万全を期すこと。

(3)　防犯・防災に係る事項

ア　少年非行防止及び犯罪発生防止の対策に万全を期すこと。

イ　自治体の防災対策に必要な協力を行うこと。

(4)　騒音の発生に係る事項

騒音発生の防止又は緩和の対策に万全を期すこと。

(5)　廃棄物に係る事項

廃棄物の処理及び減量化、リサイクル推進に関する適切な対応に努めること。

(6)　街並みづくり等への配慮等に係る事項

ア　景観等周辺の街並みとの調和を図るよう努めること。

イ　照明による光により、周辺生活環境に影響が出ることがないよう万全を期すこと。